

公益社団法人松戸市シルバー人材センター理事・監事候補者
選考基準を定める内規

(目的)

第1条 公益社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第23条の規定による役員を選任に関し、役員候補者の選考基準を定めることを目的とする。

(会員理事及び監事候補者の選考範囲)

第2条 正会員から選考する会員理事候補者については、理事及び理事長が推薦した者の中から選考する。

2 監事候補者については、理事長が推薦した者の中から選考する。

(会員理事候補者の選考資格基準)

第3条 会員理事の候補者選考の資格基準は次のとおりとする。

(1) 任期 再任については、3期以内とする。

(2) 要件

ア センター事業の理念と実態を理解していること

イ 地域班、職群班、専門部会及び専門委員会など、センター運営及び活動に積極的な参加を期待しうる者

ウ 理事としてふさわしい人格、見識を有していること

(監事候補者の選考資格基準)

第4条 監事の候補者選考の資格基準は次のとおりとする。

(1) 任期 再任については、妨げないものとする。

(2) 要件

ア センターの理事や使用人でないこと

イ 経理経験があり、計算書類及び法人の業務運営に知見を有していること

(改廃)

第5条 この内規の改廃は、理事会の承認を経て行う。

(委任)

第6条 この内規に定めるもののほか、理事・監事候補者選考基準に当た

り必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この内規は、令和5年11月1日から施行する。